平成9年1月25日 兵警広例規甲第4号

兵庫県警察シンボルマスコット取扱要領についてを下記のように定め、平成9年1月28日から実施する。

記

第1 趣旨

この要領は、効果的な警察広報を行うため、兵庫県警察のシンボルマスコットの取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

- 第2 シンボルマスコットの制定
 - 1 シンボルマスコットの愛称、形象及びその主旨は、別図第1のとおりとする。
 - 2 シンボルマスコットの色指定は別図第2、立体形象は別図第3のとおりとする。
- 第3 シンボルマスコットの使用
 - 1 基本方針

シンボルマスコットは、県民の理解と協力に支えられた警察活動を効果的に推進するため、交通安全運動、地域安全運動、暴力団排除活動等の警察活動に関する各種行事その他県民との交流の機会において、有効かつ適正に使用するものとする。

2 使用範囲

シンボルマスコットは、次に掲げる物品等に用いることができる。

- (1) 警察車両、警察用船舶及び警察用航空機並びに各種装備品
- (2) ポスター、パンフレット、交番・駐在所だより等の広報資料
- (3) 盾、カップ、カード等の表彰等の副賞
- (4) その他警察本部長が必要と定めたもの
- 3 変更使用申請

シンボルマスコットを、前記第2及び第3の2に規定する以外の方法により使用するときは、シンボルマスコット変更使用申請書(様式第1号)により総務部長に申請 (広報課長経由。以下同じ。)し、承認を受けるものとする。

4 着ぐるみの使用申請

シンボルマスコットの着ぐるみを使用するときは、シンボルマスコット着ぐるみ借用書(様式第2号)により、総務部長に申請するものとする。

- 第4 関係機関・団体への使用許可
 - 1 所属長は、公益法人等の関係機関・団体からシンボルマスコットの使用許可の要請を受けたときは、シンボルマスコット使用許可申請書(様式第3号)により、総務部 長に申請するものとする。
 - 2 総務部長は、次のいずれかに該当する場合は、シンボルマスコットの使用を許可しないものとする。
 - (1) 警察の信用を傷つけ、若しくは警察に対する正しい理解を妨げ、又はそのおそれがあるとき。
 - (2) 特定の法人又は個人の宣伝に利用しようとし、又はそのおそれがあるとき。
 - (3) 不当な利益を得るために利用しようとし、又はそのおそれがあるとき。
 - (4) その他使用を許可することが適当でないと認められるとき。
- 第5 シンボルマスコット使用上の留意事項

シンボルマスコットは、次に掲げる文書には使用しないものとする。

- 1 呼出状、整備通告書、警告書等義務を生じさせるもの
- 2 行政処分通知書、不許可通知書等不利益な処分を通知するもの
- 3 証書、協議書、証明書、表彰状、辞令書等公印を押印して証するもの